

浄土宗の触頭制度について

——特に触頭の諸国分布を中心に——

宇 高 良 哲

江戸幕府の仏教教団統制策の一環として、諸宗に触頭制度が設置されていたことは周知の事実である。触頭は幕府の寺社奉行の命を配下寺院に伝達し、更に配下寺院の願書、その他を幕府に上申する一種の仲介機関である。曹洞宗や臨済宗の場合は僧録、真宗の場合は輪番、天台宗の場合は執当など名称は異なるがほぼ同様の機能を果している。浄土宗の場合は寺社奉行のもとで触頭の機能を有していたのは増上寺の役者である。そしてこれらの江戸の触頭の支配下に諸国の触頭が設置されて一般の触下寺院の管理をしていた。

浄土宗の場合、一宗の総録所の触頭として増上寺の役者がその任にあつたことはすでに解明されているが、触頭制度そのものについては全く研究されていない。

浄土宗の触頭制度については、成立年次・権能と機能・全国組織・変遷等、多角的に研究する必要があるように思われるが、この小論ではこれらを網羅することは不可能であるの

で、ここでは浄土宗の触頭の全国組織、特に諸国の分布状態について考察を加えてみたい。

別表作成の参考史料は増上寺所蔵の元禄年間の成立にかかると浄土宗寺院由緒書五十九冊と、文政年間の成立にかかると浄土宗末触頭一冊・増上寺末触頭一冊である。これによつて江戸時代の浄土宗の諸国の触頭寺院の分布状態が把握できる。更に明治五年の諸国触頭簿（知恩院末分のみ）も確認され、触頭寺院の変遷を考察することができる。

まず別表に明白なように、浄土宗の触頭寺院は地域によつて知恩院末と増上寺末に二大区分されている。即ち尾張・美濃・飛騨・越後を境界として西国は知恩院、東国は増上寺の管轄であつた。越後の場合、増上寺末三ヶ寺は知恩院末にも含まれている。信濃は両方に記載があるが、触頭寺院の記載がほぼ重複している。越後・信濃の両国は知恩院と増上寺の両触であつたことがうかがえる。尾張の場合、元禄の由緒書

国名	寺院数	江戸期増上寺数	末触頭寺数	明末触頭知恩院数	江戸期總別数	江戸期増上寺数	寺院数	国名	寺院数	江戸期増上寺数	末触頭寺数	明末触頭知恩院数	江戸期總別数
(五畿内)							(山陽道)						
山	城和內泉津		25	15	369		磨作前中後芸防門			3	3		41
大			4	7	281		播美備備備安周長			1	1		12
河			2	3	20					1	1		11
和			8	8	164					1	1		18
撰			10	12	236					5	4		37
(東海道)										1	1		28
伊	賀勢摩張河江河斐豆模藏房総陸		1	1	63					2	1		113
伊			11	9	329		(山陰道)			1	3		42
志	伊勢摩張河江河斐豆模藏房総陸		1	1	8		丹波後馬幡耆雲見岐						
尾			1	2	136		丹丹但因伯出石隠			6	5		46
三		4	4	7	37					1	2		20
遠		2	1	1	不明					3	2		36
駿		1	1	1	103					1	1		36
甲					138					なし	なし		23
伊					63					1	1		19
相			1		108					1	1		35
武			2		532					2	なし		40
安		17			39		(西海道)						4
上		2			13		豊豊筑筑肥肥日大薩壹対			1	1		
下		2			209					2	2		31
常		9			60					1	1		52
		2								1	1		84
(東山道)										1	1		102
近	江濃驪濃野野奥羽	12	4	15	394					1	9		146
美			1	1	29					7	1		30
飛			1	1	2					なし	なし		79
信		9	9	10	190					4	なし		6
上		3			50					2	なし		9
下		2			25					1			
陸		11			367						1	1	8
出		5			110								
(南海道)							(その他)						
紀	伊路波岐予佐		1	1	205		金戒光明寺						298
淡			1	1	3		浄華院						55
阿			1	1	14		知恩院						253
讃			1	1	21		檀心院林	(関東地方と重複)					126
伊			6	5	56								307
土			1	1	52								
(北陸道)							合 計		80	178	172	6,418	
若	狭前賀登中後渡		1	1	8		参考史料						
越			1	1	24		元禄寺院由緒書						
加			1	1	11		増上寺末触頭						
能			1	1	12		知恩院末触頭						
越			2	2	20		諸国触頭簿（知恩院分ノミ）						
越			15	15	77								
佐		3	1	1	36								

では増上寺担当となつてゐる。

諸国の触頭は東国は増上寺、西国は知恩院の管轄を原則とするが、西国では元禄の寺院由緒書をみると、京都四ヶ本山のなかで知恩院を除く金戒光明寺・浄華院・知恩寺は自己の末寺を独自で触下寺院として直接支配している。更に江戸時代に浄土宗として扱われていた京都の六斎念仏の本山の光福寺や捨世派の本山一心院も地域別の一国単位の触頭とは別に末寺を独自で管理している。

東国、特に関東・東北では増上寺等の関東白旗派十八檀林と、専称寺・円通寺の東北名越派二檀林が檀林と触頭の両機能を併置している。そのため触頭としては地域別・国別を原則としながらも、檀林としての従来の由緒関係が認められ、遠隔地にも触下寺院をもっており、東国では檀林独自の触頭の支配型態がみられる。

この外に浄土宗の触頭は国別を原則としながらも、江戸・京都・大坂等の市街地では地域の特長性が考慮されている。

江戸の一般の浄土宗寺院は二つのグループに分けることができる。一は増上寺を除く、伝通院・靈巖寺・靈山寺・幡随院の江戸檀林の触頭の触下寺院、二は当時の江戸の町区分である五区（三田筋・山之手筋・浅草筋・下谷筋・深川筋）の街道筋の知恩院・増上寺末の本寺格の寺院、これらは特定の触頭をもたず、街道にそつて直接触書が順達された。このように

江戸は武蔵の中でも特別な扱いをうけており、他の国々のように特定の寺院だけが触頭に任命されることはなかった。

京都は江戸同様知恩院末寺院は上京門中・下京門中（伏見南・伏見北組）という区分があり、特定の触頭は定められず、門中に触書が順達されたようである。この外に前述の如く知恩寺・浄華院・金戒光明寺・一心院・光福寺の触下寺院が存在した。京都の市街地以外では他の諸国と同様に各地に触頭が散在している。

大坂は八丁目・生玉・下寺町・天満の四門中があり、それぞれに役者が設置され、この役者が触頭をつとめている。しかし京都の上京・下京等と同様に、触頭をつとめる特定の役者寺院が決められていたわけではなく、それぞれの門中の長老が順次役者に就任して、この役者が一代触頭をつとめたようである。

本来江戸幕府の教団統制策からいえば、各宗の行政担当の触頭寺院は固定されているのが当然であるが、浄土宗の触頭は京都・大坂のように門中・惣門中という単位で、特定の触頭寺院を定めていないことがある。これは江戸時代を通じてのことであり、触頭そのものが未成立ということではない。

門中単位で連帯責任を負わされていたのであろう。更に元禄・文政・明治の各時代の諸国の触頭を比較すると、いくつかの触頭寺院が交替している。大勢は江戸幕府の政策通り固定

されているが、流動的な部分があつたことを物語つてゐる。

これは浄土宗の触頭制度が知恩院と増上寺を中心とする二大区分による国別を原則的な単位としながらも、金戒光明寺等の各本山の触下寺院が全国に散在していることを認めた。り、関東では白旗派の檀林、東北では名越派の檀林という法流上の区分や、江戸・京都・大坂等の特別な地域区分もなされている。これらは幕府側が宗内事情を堪案して効果的な命令伝達を意図したものと思われるが、浄土宗の場合比較的内の伝統的な本末関係を尊重しながら諸国の触頭機構が段階的に整備されてきたことと関係があるように思われる。

本末制度と触頭制度は密接な関係にあるが、必ずしも一致しない。両者とも幕府が教団に対する封建的な支配体制の相乗効果をねらつて設置したものであるが、初期の本末制度には教団側の主体性、換言すれば法流を中心とする師弟関係によつて成り立つている部分が多く、必ずしも地域的なまとまりはない。触頭制度は幕府の命令順達の機構であり、地域性が優先する。そのため本末に関係なく交通上の地域区分によつて設置されていることが多い。

浄土宗でも貞享年間に関東の檀林周辺の知恩院・増上寺等の本山末寺は、近在の檀林末に再編入されたことがあるが、これは触頭制度の整備にともなつてとられた処置であらう。

それでは次にどのような寺院が諸国の触頭に任命されたか

を実際に調べてみたい。

増上寺管轄分の下総を例にとると、下総の檀林寺院四ヶ寺（飯沼弘経寺・大巖寺・結城弘経寺・東漸寺）と三祖良忠の由緒寺院二ヶ寺（光明寺・淨福寺）、知恩院・増上寺・徳川家の関係寺院三ヶ寺（清光寺・来迎寺・大鹿弘経寺）の計九ヶ寺である。知恩院管轄分の筑後では、二祖聖光の由緒寺院である善導寺が、従来の本寺の格式のまま触頭をもつとめている。紀伊では徳川家の縁故寺院である大智寺が、尾張でも同じく徳川家の縁故寺院相応寺がそれぞれ単独で触頭をつとめている。

諸国の触頭寺院の内容はほぼ同様であり、浄土宗の触頭寺院は、本山・本寺・檀林・歴代由緒寺院といった浄土宗の伝統的な有力寺院と、徳川家、乃至諸大名家の菩提寺として建立された新興の有力寺院の二通りに大別することが可能なのである。更に特殊な形式として寺院の集中した市街地では特定寺院でなく門中で触頭を請負つていたものもある。また交通上の遠隔地では数ヶ寺が同格で触頭に任命されており、格式というよりは当番的な色彩が強かつたようである。このような触頭をも加えると四通りの分類が可能である。

最後に浄土宗の触頭制度の成立年次について簡単に触れておきたい。管見では浄土宗は曹洞宗のように諸国の録所設置の年次を特定する史料は確認できなかった。しかし美濃国岐阜本誓寺が元禄十年に提出した由緒書の本文中に、「先年々美

浄土宗の触頭制度について（宇 高）

濃國一宗御改之節、本誓寺江濃州之触頭、從御本山被仰付、^{〔知恩院〕}とあり、これ以前に知恩院末の触頭制度が成立していたことがわかる。この「先年」がいつをさすかは明白でないが、私は寛永十一年ではないかと推測している。寛永十一年五月六日付の「浄敎院深誉書上」をみると、

一、今度從知恩院白旗流義諸寺庵御改ニ付而、浄敎院并諸末寺等迄無落寺可書上由、被仰下候付而、則相触候処ニ、諸末寺無別儀着帳仕候、（以下略）

とあり、元禄十三年六月十三日付の知恩院役者書翰控に、和州当麻念仏院末寺尼寺来迎院、其末寺同所紫雲庵・横内村千手院・磯壁村法泉寺、右三ヶ寺本末出入ニ付、四年已前於当山双方裁許之上、寛永十一年諸国末寺改之帳面、三ヶ寺共ニ来迎院末寺と判形之趣以、先規之通来迎院末寺ニ被申付候、（以下略）

とある。知恩院では寛永十一年に本末帳が作成され、元禄年間まで本末の基本台帳として使用されていたからである。^{〔18〕}知恩院の本末帳は現存しないが、関東分の寛永本末帳は内閣文庫に現存している。^{〔19〕}しかもこの本末帳記載の本寺格寺院と触頭寺院がかなり一致している。そのため私は寛永十年前後に浄土宗の触頭制度の原型が諸国に成立していたのではないかと推測している。しかし前述の紀伊大智寺や尾張相応寺等の大名の菩提寺の中には寛永十年以降に成立した寺もあり、^{〔18〕}浄土宗の諸国の触頭制度は徐々に整備されたものであり、一時

に成立したものではない。そして少くとも元禄年間には、その後寺院の交替や増減はあるが、浄土宗の諸国の触頭制度は確立していたように思われる。

- 1 「諸宗階級」、豊田武者『日本宗教制度史の研究』参照
- 2・5・6・7 『増上寺史料集』五・六・七卷「浄土宗寺院由緒書」参照
- 3・4 同右七卷所収、拙稿「浄土宗寺院由緒書解題」参照
- 8 増上寺所蔵「江戸浄土宗寺院五区分」参照
- 9 「浄土宗寺院由緒書」一・二・三、「知恩院日鑑」所収元禄八年三月二日付書状控参照
- 10 「知恩院日鑑」所収、元禄八年十一月廿九日書状控参照
- 11・13 近江信榮・近江草津・摂津兵庫・遠江国
- 12 貞享四年正月「田舎檀林へ新附之寺院覚」参照
- 14 大和当麻寺・信濃飯田・越後新発田・淡路・対馬
- 15 広瀬良弘氏稿「近世曹洞宗における録所設置について」によれば、曹洞宗では寛永六年六月に諸国の録所が設置されている。
- 16 中井真孝氏稿「知恩院の京都門中について」『法然学会論叢』第二号所収
- 17 拙著『江戸浄土宗寺院寺誌史料集成』所収
- 18 大智寺は「浄土宗寺院由緒書」四十一によれば、徳川頼宣の請待により、寛永十年に草創。相応寺は「浄土宗寺院由緒書」補二によれば、徳川義直によつて寛永二十年に草創。

（大正大学講師）